

議案第108号

大阪市下水道条例の一部を改正する条例案

大阪市下水道条例（昭和35年大阪市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）及び二重傍線を付した共通見出しを加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>（施行期日等）</u></p> <p>[1 ・ 2 略]</p> <p><u>（令和4年8月から同年10月までの各月分の使用料の徴収の特例）</u></p> <p><u>3 上水又は工業用水について令和4年8月1日から同年10月31日までの間に行われた点検又は認定に基づく使用水量に係る汚水の排出量並びに井河水その他上水及び工業用水以外の水について同年8月から同年10月までの各月分として市長が認定した汚水の排出量に基づき算定する公共下水道の使用に係る使用料については、第11条第1項及び第11条の2の規定にかかわらず、別表第1の基本額に係る使用料は徴収しない。</u></p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>[見出しを加える]</p> <p>[1 ・ 2 同左]</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和4年8月1日から施行する。

令和4年5月13日提出

大阪市長 松 井 一 郎

説 明

令和4年8月から同年10月までの各月分の下水道使用料のうち基本額に係る使用料を徴収しない

こととするため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。